

東大阪大学・東大阪大学短期大学部 ネットワーク利用規程

(利用資格)

第 1 条 本学学生であって、ネットワークを利用できる者は、所定の申請書を情報教育センターに提出し、ユーザーアカウントとパスワードを与えられた者に限る。

(利用条件)

第 2 条 ネットワーク利用許可期間は在学中のみとする。

(責 任)

第 3 条 利用資格を取得した後、利用者はすべての利用行為に関して責任を負う。

(禁止事項)

第 4 条 ネットワークの利用につき、次に掲げる行為を禁止する。

- ① ユーザーアカウントの第三者への譲渡、貸与行為
- ② パスワードの第三者への開示行為
- ③ 他人のアカウントやパスワードの解読を試みる行為
- ④ プライバシーの侵害行為
- ⑤ 同意なしに、他人のデータを削除、複製または改変する行為
- ⑥ 他人の電子メールを許可なく削除、複製、偽造または公開する行為
- ⑦ 社会に迷惑を与えるメールの発信行為
- ⑧ 他人を詐称する行為
- ⑨ 営利を目的とした行為
- ⑩ ネットワークの運用を妨げる行為
- ⑪ 本学または他者に不当な不利益を与える行為
- ⑫ その他、本学園情報倫理規程に反する行為

(違反行為に対する措置)

第 5 条 利用者が前条に違反した場合、次に掲げる措置をとる。

- ① 警告
- ② 利用の停止
- ③ 利用資格の取り消し
- ④ 学則による懲戒規定の適用

附則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。